

瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月28日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市規則第22号

瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年瀬戸市規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(パートタイム会計年度任用職員に係る報酬と地域別最低賃金の額との関係)</p> <p>第18条の2 <u>条例第20条第1項に規定する報酬の額の元となる基準月額が、38時間45分に52を乗じたものから前条の時間を減じたものに最低賃金法（昭和34年法律第137号）第10条第1項の規定により決定された愛知県の地域別最低賃金の額（以下「地域別最低賃金額」という。）を乗じた額を12で除して得た額（以下この項において「最低賃金月額」という。）を下回る場合は、当該基準月額は、最低賃金月額とする。</u></p> <p>2. <u>条例第20条第2項に規定する報酬の額が、地域別最低賃金額にパートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を乗じた額（以下この項において「最低賃金日額」という。）を下回る場合は、当該報酬の額は、最低賃金日額とする。</u></p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員に係る報酬と地域別最低賃金の額との関係)</p> <p>第18条の2</p>

<p>3 条例第20条第3項に規定する報酬の額が、<u>地域別最低賃金額を下回る場合は、当該報酬の額は、当該地域別最低賃金額とする。</u></p>	<p>条例第20条第3項に規定する報酬の額が、<u>最低賃金法（昭和34年法律第137号）第10条第1項の規定により決定された愛知県</u><u>の地域別最低賃金の額（以下「地域別最低賃金額」という。）</u>を下回る場合は、当該地域別最低賃金額を条例第20条第3項に規定する報酬の額とする。</p>
--	--

## 附 則

### （施行期日）

- 1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。

### （経過措置）

- 2 この規則による改正後の瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後を計算期間として支給する報酬から適用し、施行日前を計算期間として支給する報酬については、なお従前の例による。